（証券コード　9508）
平成30年６月６日

株　主　各　位

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九　州　電　力　株　式　会　社
代表取締役社長　瓜　生　道　明

第94回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法による議決権行使が可能でございますので、お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

＜書面による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜電磁的方法による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（https://www.web54.net）へアクセスのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権の行使についてのご案内」（38ページから39ページ）を必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１	日　　時	平成30年６月27日（水曜日）午前10時
２	場　　所	福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号 ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」 （末尾のご案内図をご参照ください。）

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけません**のでご注意ください。

3　目的事項

報 告 事 項

1　第94期（平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について

2　会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第８号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分について
第２号議案　定款の一部変更について
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任について
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任について
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任について
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定について
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定について
第８号議案　社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入について

＜株主提案（第９号議案から第14号議案まで）＞

第９号議案　取締役瓜生道明氏解任について
第10号議案　定款の一部変更について（1）
第11号議案　定款の一部変更について（2）
第12号議案　定款の一部変更について（3）
第13号議案　定款の一部変更について（4）
第14号議案　定款の一部変更について（5）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（３ページから36ページ）に記載してあります。

以　上

次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第８号議案まで）＞

第１号議案から第８号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式１株につき年間20円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、１株につき10円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、１株につき10円といたしたいと存じます。

また、当期のＡ種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、１株につき年間3,500,000円といたしたいと存じます。昨年11月に１株につき1,750,000円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、１株につき1,750,000円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1　株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式		
１株につき金　10円		総額　4,739,639,910円
当社Ａ種優先株式		
１株につき金　1,750,000円		総額　1,750,000,000円
	計	総額　6,489,639,910円

2　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月28日

第２号議案　定款の一部変更について

１　変更の理由

電力システム改革をはじめ当社を取り巻く経営環境が大きく変化する中、当社が、持続的な成長とステークホルダーの皆さまへの中長期的な価値提供を果たしていくためには、経営における監督と執行機能の分離を進め、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、環境変化に対し、より一層柔軟かつ機動的に対処できる体制を整備するなど、コーポレート・ガバナンスの更なる充実が必要と考えております。

⑴　このような認識のもと、当社は、取締役会の監査・監督機能の強化と業務執行に関する意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行したいと考えます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等を行うものであります。

⑵　また、取締役による監督と執行役員による業務執行という機能分担の更なる明確化の観点から、取締役及び取締役会に関する規定の変更、並びに執行役員に関する規定の新設等を行うものであります。

⑶　さらに、監査機能等を担う監査等委員である取締役をはじめとした非業務執行取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結対象を拡大する旨の変更を行うものであります。

なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑷　その他、上記変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

２　変更の内容

変更の内容は次の「現行定款・変更案対比表」のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

現 行 定 款 ・ 変 更 案 対 比 表

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（機　　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 ⑴　取締役会 ⑵　監 査 役 ⑶　監査役会 ⑷　会計監査人	（機　　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 ⑴　取締役会 ⑵　監査等委員会 〈削　　る〉 ⑶　会計監査人
（株主名簿管理人） 第11条　〈省　　略〉 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取	（株主名簿管理人） 第11条　〈現行どおり〉 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取

現　行　定　款	変　更　案
締役会の決議によって定め、これを公告する。 3　〈省　略〉	締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 3　〈現行どおり〉
（株式取扱規程） 第12条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第12条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。
第３章　株　主　総　会 （招　集） 第13条　当会社の定時株主総会は毎年６月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。	第３章　株　主　総　会 （招　集） 第13条　当会社の定時株主総会は毎年６月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、株主総会の議長である取締役がこれを招集する。
（議　長） 第15条　株主総会の議長は、社長がこれに任ずる。 2　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。	（議　長） 第15条　株主総会の議長は、取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれに当たる。 2　前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
第４章　取締役および取締役会 （員　数） 第19条　当会社の取締役は、17名以内とする。 〈新　設〉	第４章　取締役および取締役会 （員　数） 第19条　当会社の取締役は、19名以内とする。 2　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選　任） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。	（選　任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ

現　行　定　款	変　更　案
	以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2　〈省　略〉	2　〈現行どおり〉
3　〈省　略〉	3　〈現行どおり〉
（任　期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
〈新　設〉	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
〈新　設〉	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
〈新　設〉	（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力） 第22条　補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（役付取締役および代表取締役） 第22条　取締役会の決議により、会長、社長各1名、副社長若干名を定めることができる。	（役付取締役および代表取締役） 第23条　取締役会は、その決議により、役付取締役として会長1名を選定することができる。
2　会長、社長および副社長は、各自当会社を代表する。	2　会長および社長は、代表取締役とする。
〈新　設〉	3　前項のほか、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（役付取締役の職務） 第23条　社長は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。 2　副社長は、社長を補佐する。	〈削　る〉
（職務代行） 第24条　会長または社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。	（職務代行） 第24条　会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。
（取締役会の招集） 第25条　〈省　略〉 2　取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。	（取締役会の招集） 第25条　〈現行どおり〉 2　取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。
（取締役会の議長） 第26条　取締役会の議長は、会長がこれに任ずる。	（取締役会の議長） 第26条　取締役会の議長は、会長がこれに当たる。
〈新　設〉	（業務執行の決定の委任） 第28条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議の省略） 第28条　〈省　略〉	（取締役会の決議の省略） 第29条　〈現行どおり〉
（取締役の責任免除） 第29条　〈省　略〉 2　当会社は、社外取締役との間に、会社法第423	（取締役の責任免除） 第30条　〈現行どおり〉 2　当会社は、取締役（業務執行取締役等である取

現　行　定　款	変　更　案
条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。	締役を除く。）との間に、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。
〈新　設〉 〈新　設〉	第５章　監査等委員会 （常勤監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。
〈新　設〉	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の２日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。
第５章　監査役および監査役会 （員　数） 第30条　当会社の監査役は、６名以内とする。	〈削　る〉 〈削　る〉
（選　任） 第31条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	〈削　る〉
（任　期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	〈削　る〉

現　行　定　款	変　更　案
（常勤監査役および常任監査役） 第33条　監査役会の決議により、常勤の監査役を選定する。 2　監査役会の決議により、常任監査役若干名を定めることができる。	〈削　る〉
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。	〈削　る〉
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2　当会社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。	〈削　る〉
〈新　設〉 〈新　設〉	第6章　執　行　役　員 （選任および役付執行役員） 第33条　当会社は、取締役会の決議により、役付執行役員および執行役員を選任する。 2　前項の役付執行役員として、社長1名を置くこととし、また、副社長、常務、上席その他を置くことができる。
〈新　設〉	（執行役員の職務） 第34条　取締役会の決議に従い、社長は、当会社の

現　行　定　款	変　更　案
	業務執行を統括し、他の執行役員は、社長の統括の下に、当会社の業務を分担して執行する。 2　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の執行役員がその職務を代行する。
第6章　計　算 （事業年度） 第36条 ～　〈省　略〉 （除斥期間） 第39条	第7章　計　算 （事業年度） 第35条 ～　〈現行どおり〉 （除斥期間） 第38条
（A種優先株式の除斥期間） 第39条の2　第39条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。	（A種優先株式の除斥期間） 第39条　第38条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。
〈新　設〉	付　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条　当会社は、第94回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。 2　第94回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任について

当社は、第２号議案「定款の一部変更について」が承認決議されることを条件としまして、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現任取締役15名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏　　名	現在の当社における地位及び担当
1	瓜生道明（うりゅう みちあき）　再任	代表取締役社長
2	池辺和弘（いけべ かずひろ）　再任	取　締　役 常務執行役員、コーポレート戦略部門長
3	伊﨑数博（いざき かずひろ）　再任	代表取締役副社長 エネルギーサービス事業統括本部長
4	佐々木有三（ささき ゆうぞう）　再任	代表取締役副社長 テクニカルソリューション統括本部長
5	薬真寺偉臣（やくしんじ ひでおみ）　再任	取　締　役 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長
6	渡辺義朗（わたなべ よしろう）　再任	取　締　役 常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 営業本部長
7	中村明（なかむら あきら）　再任	取　締　役 常務執行役員、原子力発電本部長
8	山﨑尚（やまさき たかし）　再任	取　締　役 常務執行役員、送配電カンパニー社長
9	犬塚雅彦（いぬづか まさひこ）　再任	取　締　役 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部業務本部長
10	藤井一郎（ふじい いちろう）　新任	上席執行役員、ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長
11	豊嶋直幸（とよしま なおゆき）　新任	上席執行役員、原子力発電本部副本部長
12	豊馬誠（とよま まこと）　新任	執行役員、福岡支社長
13	渡辺顯好（わたなべ あきよし）　再任　社外　独立	取　締　役
14	菊川律子（きくかわ りつこ）　再任　社外　独立	取　締　役

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">
うり　う　みち　あき
瓜 生 道 明
（昭和24年３月18日生）
再　　任</td><td>昭和50年４月　当社入社
平成21年６月　当社取締役常務執行役員火力発電本部長
平成23年６月　当社代表取締役副社長火力発電本部長
平成24年１月　当社代表取締役副社長
平成24年４月　当社代表取締役社長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員</td><td>25,800株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成21年に取締役に就任以来９年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成23年の代表取締役副社長への就任を経て、平成24年に代表取締役社長に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">
いけ　べ　かず　ひろ
池 辺 和 弘
（昭和33年２月17日生）
再　　任</td><td>昭和56年４月　当社入社
平成24年７月　当社発電本部部長（発電総括）
平成26年６月　当社経営企画本部部長（経営戦略）
平成28年６月　当社執行役員経営企画本部副本部長
平成29年４月　当社執行役員コーポレート戦略部門副部門長
平成29年６月　当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
現在に至る</td><td>4,900株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成28年に執行役員に就任し、主に経営企画部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成29年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">
い　ざき　かず　ひろ
伊 﨑 数 博
（昭和29年１月12日生）
再　　任</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成24年６月　当社取締役上席執行役員火力発電本部長
平成24年７月　当社取締役上席執行役員発電本部副本部長
平成25年６月　当社取締役常務執行役員発電本部長
平成27年６月　当社代表取締役副社長発電本部長
平成29年４月　当社代表取締役副社長エネルギーサービス事業統括本部長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
日本タングステン株式会社社外取締役</td><td>17,903株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成24年に取締役に就任以来６年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成27年に代表取締役副社長に就任し、発電部門をはじめ経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">
さ さ き　ゆう　ぞう
佐々木 有 三
（昭和28年４月18日生）
再　　任</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成23年６月　当社上席執行役員技術本部長
平成26年６月　当社取締役常務執行役員技術本部長
平成28年６月　当社代表取締役副社長技術本部長
平成29年４月　当社代表取締役副社長テクニカルソリューション統括本部長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社富士ピー・エス社外取締役
株式会社九電工社外監査役</td><td>29,200株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成26年に取締役に就任以来４年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成28年に代表取締役副社長に就任し、土木部門をはじめ経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">
やくしんじ　ひで　おみ
薬真寺　偉　臣
(昭和28年４月８日生)
再　　任</td><td>昭和51年４月　当社入社
平成24年６月　当社取締役上席執行役員立地本部長兼地域共生本部長
平成25年６月　当社取締役常務執行役員立地本部長兼地域共生本部長
平成26年６月　当社取締役常務執行役員地域共生本部長
平成29年４月　当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長
現在に至る</td><td>11,601株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成22年に執行役員に就任し、主に総務部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成24年に取締役に就任以来６年間にわたり当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">
わたなべ　よしろう
渡辺義朗
(昭和29年１月25日生)
再　　任</td><td>昭和52年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員熊本支社長
平成26年６月　当社上席執行役員経営管理本部長
平成27年６月　当社取締役常務執行役員お客さま本部長
平成27年７月　当社取締役常務執行役員営業本部長
平成29年４月　当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
現在に至る</td><td>14,048株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成24年に執行役員に就任し、主に営業部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成27年に取締役に就任以来３年間にわたり当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
7	 なかむら　あきら **中村　明** (昭和26年6月2日生) **再任**	昭和52年4月　当社入社 平成24年7月　当社上席執行役員発電本部（安全・品質保証担当） 平成27年6月　当社取締役常務執行役員発電本部副本部長 平成29年4月　当社取締役常務執行役員原子力発電本部長 現在に至る	32,112株
		〔候補者とした理由〕 平成20年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、平成27年に取締役に就任以来3年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
8	 やまさき　たかし **山﨑　尚** (昭和28年10月17日生) **再任**	昭和51年4月　当社入社 平成25年6月　当社上席執行役員電力輸送本部長 平成28年6月　当社取締役常務執行役員電力輸送本部長 平成29年4月　当社取締役常務執行役員送配電カンパニー社長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社正興電機製作所社外取締役	28,200株
		〔候補者とした理由〕 平成23年に執行役員に就任し、主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、平成28年に取締役に就任以来2年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">
いぬづか　まさひこ
犬塚雅彦
（昭和30年１月11日生）
再　　任</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員福岡支社長
平成26年６月　当社上席執行役員業務本部長
平成29年４月　当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部業務本部長
平成29年６月　当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部業務本部長
現在に至る</td><td>9,829株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成24年に執行役員に就任し、主に経理部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成29年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">
ふじい　いちろう
藤井一郎
（昭和31年７月21日生）
新　　任</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員鹿児島支社長
平成27年６月　当社執行役員人材活性化本部長
平成28年６月　当社上席執行役員人材活性化本部長
平成29年４月　当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長
現在に至る</td><td>13,190株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成24年に執行役員に就任し、主に人事労務部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td rowspan="2">
とよ　しま　なお　ゆき
豊　嶋　直　幸
(昭和31年10月27日生)
新　　任</td><td>昭和57年４月　当社入社
平成24年７月　当社発電本部部長(原子力管理)兼原子力コミュニケーション本部部長
平成27年６月　当社執行役員宮崎支社長
平成29年４月　当社上席執行役員原子力発電本部副本部長
現在に至る</td><td>10,349株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
平成27年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12</td><td rowspan="2">
とよ　ま　　まこと
豊　馬　　誠
(昭和34年１月１日生)
新　　任</td><td>昭和56年４月　当社入社
平成25年６月　当社電力輸送本部部長（系統運用）
平成26年７月　当社電力輸送本部部長（計画）
平成28年６月　当社執行役員福岡支社長
現在に至る</td><td>7,878株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しており、また、平成28年に執行役員に就任しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
13	 わたなべ　あきよし **渡 辺 顯 好** (昭和17年８月10日生) **再　　任** **社外取締役** **独立役員** **取締役会出席回数** **16 / 18**	平成８年６月　トヨタ自動車株式会社取締役 平成10年６月　トヨタ自動車九州株式会社取締役（非常勤） 平成13年６月　トヨタ自動車株式会社常務取締役 平成14年６月　同上退任 平成14年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 平成19年５月　社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）副会長（平成27年６月まで） 平成20年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 平成21年６月　当社取締役 現在に至る 平成23年６月　トヨタ自動車九州株式会社相談役 平成23年６月　株式会社九電工取締役（非常勤） 現在に至る 平成27年６月　トヨタ自動車九州株式会社相談役退任 〈重要な兼職の状況〉 株式会社九電工社外取締役	16,000株
		〔候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
14	 きく　かわ　りつ　こ **菊 川 律 子** (昭和27年２月22日生) **再　　任** **社外取締役** **独立役員** **取締役会出席回数** **16 / 18**	昭和49年４月　福岡県庁入庁 平成17年４月　福岡県立社会教育総合センター所長 平成19年４月　福岡県立図書館長 平成20年３月　福岡県退職 平成20年４月　独立行政法人国立青少年教育振興機構理事 平成23年３月　同上退任 平成24年４月　国立大学法人九州大学理事 平成26年９月　同上退任 平成26年10月　放送大学学園特任教授福岡学習センター所長 現在に至る 平成27年６月　当社取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 放送大学学園特任教授福岡学習センター所長	２,０００株
		〔候補者とした理由〕 主として教育分野など長年にわたる国及び地方行政での豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

(注)　1　当社は、渡辺顯好氏、菊川律子氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

2　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

3　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

4　渡辺顯好氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を務めております。

5　菊川律子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国立大学法人九州大学理事などの幅広い経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

6　渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって９年であります。

7　菊川律子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって３年であります。

第 4 号議案　監査等委員である取締役 5 名選任について

当社は、第 2 号議案「定款の一部変更について」が承認決議されることを条件としまして、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役 5 名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏　　名	現在の当社における地位及び担当
1	長（おさ）　宣（のぶ）也（や）　新任	監　査　役（常勤）
2	亀（かめ）井（い）　英（えい）次（じ）　新任	監　査　役（常勤）
3	古（ふる）荘（しょう）　文（ふみ）子（こ）　新任　社外　独立	監　査　役
4	井（いの）上（うえ）　雄（ゆう）介（すけ）　新任　社外　独立	監　査　役
5	古（こ）賀（が）　和（かず）孝（たか）　新任　社外　独立	監　査　役

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
1	 おさ　　のぶ　や **長　　宣　也** (昭和29年12月28日生) **新　　任**	昭和52年４月　当社入社 平成21年６月　当社経理部長 平成23年６月　九州林産株式会社代表取締役社長 平成23年６月　当社理事九州林産株式会社出向 平成27年６月　九州林産株式会社代表取締役社長退任 平成27年６月　当社監査役 現在に至る	10,701株
		〔候補者とした理由〕 経理部長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、適正な監査・監督を行う能力を有しております。 また、平成27年に監査役に就任以来３年間にわたり当社の経営を監査しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役に適任であると判断しております。	
2	 かめ　い　えい　じ **亀　井　英　次** (昭和28年８月６日生) **新　　任**	昭和54年４月　当社入社 平成23年６月　当社執行役員経営企画本部副本部長 平成25年６月　当社執行役員大分支社長 平成28年６月　当社監査役 現在に至る	14,114株
		〔候補者とした理由〕 経営企画部門や支社長を経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、適正な監査・監督を行う能力を有しております。 また、平成28年に監査役に就任以来２年間にわたり当社の経営を監査しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	 ふる　しょう　ふみ　こ 古 荘 文 子 （昭和28年11月28日生） **新　　任** **社外取締役** **独立役員** **取締役会出席回数** **18 / 18** **監査役会出席回数** **15 / 15**	昭和57年７月　古荘土地有限会社取締役 平成10年３月　スペシャルオリンピックス日本（現公益財団法人スペシャルオリンピックス日本）理事（平成20年３月まで） 平成12年２月　同上事務局長（平成16年６月まで） 平成18年10月　熊本県教育委員会委員（平成26年10月まで） 平成21年10月　同上委員長（平成24年10月まで） 平成23年10月　古荘土地有限会社代表取締役 現在に至る 平成25年６月　当社監査役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 古荘土地有限会社代表取締役	4,500株
		〔候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
4	 いの　うえ　ゆう　すけ **井　上　雄　介** （昭和24年５月10日生） **新　　任** **社外取締役** **独立役員** **取締役会出席回数** **１８／１８** **監査役会出席回数** **１４／１５**	昭和48年４月　日本銀行入行 昭和60年３月　同行退職 昭和60年４月　株式会社福岡相互銀行入行 昭和61年６月　同行取締役 平成元年２月　株式会社福岡シティ銀行（株式会社福岡相互銀行から商号変更）取締役 平成２年６月　同行常務取締役 平成５年６月　同行代表取締役専務 平成９年６月　同行代表取締役副頭取 平成15年６月　同上退任 平成15年７月　九州カード株式会社代表取締役会長 平成17年６月　同上退任 平成17年６月　九州債権回収株式会社代表取締役会長 現在に至る 平成28年６月　当社監査役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 九州債権回収株式会社代表取締役会長	７００株
		〔候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
5	 こ が かず たか 古 賀 和 孝 （昭和30年９月17日生） **新　　任** **社外取締役** **独立役員** **取締役会出席回数** **１７ / １８** **監査役会出席回数** **１５ / １５**	昭和61年４月　弁護士登録 現在に至る 平成元年４月　古賀和孝法律事務所（現古賀・花島法律事務所）設立 現在に至る 平成19年10月　マックスバリュ九州株式会社監査役（非常勤） 現在に至る 平成24年４月　九州弁護士会連合会副理事長（平成25年３月まで） 平成24年４月　福岡県弁護士会会長（平成25年３月まで） 平成26年４月　日本弁護士連合会副会長（平成27年３月まで） 平成28年６月　当社監査役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 弁護士（古賀・花島法律事務所） マックスバリュ九州株式会社社外監査役	１,１００株
		〔候補者とした理由〕 長年にわたる弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

（注） 1　長　宣也氏、亀井英次氏が選任された場合、当社は、両氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

2　当社は、古荘文子氏、井上雄介氏、古賀和孝氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、３氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

3　古荘文子氏、井上雄介氏、古賀和孝氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

4　古荘文子氏、井上雄介氏、古賀和孝氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、３氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

5　古賀和孝氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

6　古荘文子氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって５年であります。

7　井上雄介氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年であります。

8　古賀和孝氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年であります。

第 5 号議案　補欠の監査等委員である取締役 1 名選任について

当社は、第 2 号議案「定款の一部変更について」が承認決議されることを条件としまして、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
 しお　つぐ　　き よ あき **塩　次　喜代明** （昭和22年10月 8 日生） **社外取締役** **独 立 役 員**	平成 4 年 4 月　学校法人松山大学経営学部教授 平成 5 年 3 月　同学退職 平成 5 年 4 月　九州大学（現国立大学法人九州大学）経済学部教授 平成13年 6 月　株式会社産学連携機構九州取締役（非常勤） 平成15年 4 月　九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻長（ビジネス・スクール長）（平成17年 3 月まで） 平成21年 4 月　同学大学院統合新領域学府長（平成23年 3 月まで） 平成21年 6 月　株式会社産学連携機構九州取締役退任 平成23年 3 月　九州大学退職 平成23年 3 月　同学名誉教授 現在に至る 平成23年 4 月　公立大学法人福岡女子大学国際文理学部教授 平成24年 4 月　同学国際文理学部特命教授 平成26年 6 月　株式会社ゼンリン取締役（非常勤） 現在に至る 平成29年 3 月　公立大学法人福岡女子大学退職 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ゼンリン社外取締役	なし
	〔候補者とした理由〕 長年にわたる経営学の専門家としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

（注）　1　塩次喜代明氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間に、会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

2　塩次喜代明氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者の要件を充たしております。

3　塩次喜代明氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

第 6 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定について

当社は、第 2 号議案「定款の一部変更について」が承認決議されることを条件としまして、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬限度額の定めに代え、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役の報酬限度額は、平成19年 6 月28日開催の第83回定時株主総会において、月例報酬額を月額 6 千万円以内（うち社外取締役分は 2 百万円以内）、賞与額については年額 1 億 4 千万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

監査等委員会設置会社への移行にあわせ、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、従来の月例報酬及び業績連動賞与に加え、第 8 号議案でご審議いただきます株式報酬制度を新たに導入し、業績連動型報酬の割合を拡大する等の役員報酬構成の見直しを実施いたします。

つきましては、この役員報酬構成の見直し、職責の重要性及び昨今の経済事情等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、月例報酬及び賞与の合計で年額 6 億 1 千万円以内（うち社外取締役分は月例報酬のみ 4 千万円以内）と定めることといたします。なお、本議案につきましては、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の答申を踏まえ、ご提案しております。

現在の取締役の員数は、15名（うち社外取締役 2 名）ですが、第 2 号議案及び第 3 号議案についてご承認いただきますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は14名（うち社外取締役 2 名）となります。

また、本議案は、第 2 号議案における定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

第 7 号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定について

当社は、第 2 号議案「定款の一部変更について」が承認決議されることを条件としまして、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役の報酬限度額の定めに代え、監査等委員である取締役の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の監査役の報酬限度額は、平成18年 6 月29日開催の第82回定時株主総会において月額14百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加するとともに業務執行者の監督も行うこととなります。

つきましては、これら職責の重要性と昨今の経済事情等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額 1 億 3 千万円以内と定めることといたします。なお、本議案につきましては、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の答申を踏まえ、ご提案しております。

現在の監査役の員数は、 6 名ですが、第 2 号議案及び第 4 号議案についてご承認いただきますと、監査等委員である取締役の員数は 5 名となります。

また、本議案は、第 2 号議案における定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

第 8 号議案　社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入について

本議案は、第 6 号議案においてご提案した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、当社の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」といいます。）に対し、新たに、業績に連動する「株式給付信託」（以下「本制度」といいます。）に基づく株式報酬を支給するため、報酬の額についてご承認をお願いするものであります。本制度は、業績目標の達成度に応じ当社株式の給付を行うことで、株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、経営計画の実行を通じた企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的としております。なお、本議案につきましては、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の答申を踏まえ、ご提案しております。

本制度に係る報酬の額につきましては、下記本制度の概要 (1) 信託金額（報酬の額）の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第 2 号議案及び第 3 号議案についてご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は12名となります。

本議案は、第 2 号議案における定款変更及び第 6 号議案の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

なお、本制度と類似の制度を取締役を兼務しない執行役員にも導入する予定です。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対し、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時になります。

(1)　信託金額（報酬の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年 3 月末日で終了する事業年度から平成33年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、取締役への当社株式等の給付を行うため、当社株式を取得する原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成30年 8 月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、 3 億 9 千万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、 3 億 9 千万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当

社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、 3 億 9 千万円を上限とします。

(2) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記 (1) により拠出された資金を原資として、取引市場を通じた方法等によりこれを実施することとします。

ご参考として、平成30年 5 月11日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額 3 億 9 千万円を原資に取得する株式数は、最大で30万株となります。

(3) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

① 取締役へのポイントの付与

取締役には、各対象期間中の毎年 3 月末日を基準日として同日の役職位に応じたポイントが付与されるとともに、各対象期間の終了日を基準日として、業績目標の達成度に応じたポイントが付与されます。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記②の当社株式等の給付に際し、 1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

② 当社株式等の給付

取締役が退任した場合、当該取締役は、役員株式給付規程に定める要件を充たす場合は、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

＜株主提案（第９号議案から第14号議案まで）＞

第９号議案から第14号議案までは、株主提案（63名）によるものであります。

第９号議案　取締役瓜生道明氏解任について

◆提案内容

取締役瓜生道明氏を、以下の理由により解任します。

◆提案理由

当社は川内原発に続き、玄海原発も多くの住民の反対意見を無視し再稼働を強行した。玄海原発はＵＰＺ（緊急時防護措置準備区域）内だけでも７市１町を抱えるが、再稼働については４市が反対及び慎重の意志を表明している。また、世論調査でも再稼働反対が賛成を大きく上回る。その原因は、原子力発電プラントの安全性の問題及び住民の避難計画等、安全確保の問題が未解決であることがあげられる。当社は九州に住む人々を顧客とする公益企業体であることに鑑み、住民の安全に関しては十分に慎重でなければならない。しかしながら、当社取締役会は再稼働を決定した。これは将来に向け当社の存立に係る大きな経営リスクを抱えることになる。電気事業の自由化により競争が激化する中、九州の顧客の信頼を損ねることが当社の存続に大きな障害になることは明らかである。よって、その責により取締役瓜生道明氏を解任することで失った信頼を回復させたい。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所の再稼働にあたっては、新規制基準への適合はもとより、さまざまな安全対策を実施し安全性の向上に努めており、原子力防災については、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、自治体、事業者が一体となって取り組んでおります。

さらに、地域の皆さまの不安や疑問の声に対しては、訪問活動や発電所見学会などのフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を全社一丸となって行うことで、ご理解や信頼を得られるよう努めております。

原子力発電については、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面などで総合的に優れていることから、当社としては、国のエネルギー政策を踏まえ、安全の確保を大前提に、引き続き、原子力発電に取り組んでまいります。

瓜生取締役は、原子力発電を含む様々な経営課題に対し真摯に取り組むとともに、経営全般にわたりその手腕を発揮し、当社事業の発展のため尽力しております。また、法令及び定款に従い、取締役として忠実に職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

第10号議案　定款の一部変更について（1）

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第７章　その他

（30キロ圏内自治体との恒常的な連絡協議会の設置）

第40条　老朽化が進む玄海原子力発電所および川内原子力発電所の、少なくともＵＰＺの30キロ圏内自治体との恒常的な連絡協議の場を設ける。

（1）構成は九州電力各部署担当者、および各自治体担当者、議員を含む市民代表、専門家などとする。

（2）連絡協議の内容は、原子力発電にかかわる全領域とする。

（3）協議の内容については、迅速な情報公開に努める。

◆提案理由

全国に先駆けて、川内原子力発電所の再稼働を進め、さらに、危険なプルサーマル発電の玄海原子力発電所３号機を含む再稼働に対して、佐賀県内の世論の半数が反対し、新松浦漁協の反対や、市民の訴訟も続いている。さらに、佐賀県と長崎県の30キロ圏内の８市町村のうち、半数の４市（伊万里市、壱岐市、松浦市、平戸市）の首長や議会が再稼働に反対し、県や規制委員会や内閣府に対して、繰り返し要望や説明を求めている。そもそも、「新規制基準」の便宜的猶予の下での再稼働、実効性のない避難計画などを認めることはできない。「地元同意に誠意を尽くす」をいうのであれば、佐賀県知事や規制委員会委員長からも、「根拠のない安全神話」と苦言を呈され、回収するに至ったリーフレットの発行などではなく、「フェース・ツウ・フェース」の真摯な具体的な協議の場が不可欠であることは言うまでもない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電については、「経営の最重要課題」の一つとして、新規制基準への適合はもとより、安全性・信頼性の更なる向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めております。

また、これらの取組みを自治体・地域の方々にご理解いただき、安心していただくことが何より重要であると考え、発電所周辺地域をはじめ、九州全域におけるフェイス・トゥ・フェイスによる丁寧なコミュニケーション活動や積極的な情報公開に取り組むとともに、地域の皆さまの声を業務に反映させるよう努めております。

さらに、当社は有識者等による委員会を設置し、これらの取組みを含めた原子力業務運営について客観的・専門的な立場から点検・助言いただくことで、業務の改善に努めております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第11号議案　定款の一部変更について (2)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（使用済核燃料再処理事業からの撤退）
第41条　当社は使用済核燃料再処理事業から撤退する。そのため以下の施策を行う。
(1)　再処理工場に使用済核燃料を搬出しない。
(2)　使用済核燃料を原子力発電所で貯蔵することについて、立地自治体及び、周辺自治体との連絡協議会を設置する。
(3)　これまでに輸送した使用済核燃料や分離したプルトニウム等、及び高レベル放射性廃棄物等の処理・処分については、各事業者との協議会を設ける。

◆提案理由

東海再処理施設は1977年に事業を開始、老朽化のため2014年に廃止が決まった。同施設では1,140トンの使用済核燃料を処理し高レベルガラス固化体約310本、ガラス固化できない約338㎥の高レベル廃液が保管中である。これまでの経費は約9,148億円。今後、約70年かけて廃止作業を行うが、総費用は約１兆円。一方、東海の技術を継承する六ヶ所再処理工場。1993年に着工し97年完成予定であったが、完成延期を23回繰り返し、現状では2021年度上期まで完成しない。建設費用も7,600億円から２兆1,930億円に膨らむ見込みだ。すべて電気代である。再処理を行う理由はプルトニウムにある。プルトニウム燃料を高速増殖炉で燃やすことで、消費した以上のプルトニウムを増殖できるという夢物語の故である。六ヶ所再処理工場は東海の技術を継承したが故に完成しない。よって当社は使用済核燃料再処理事業から撤退する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は、平成26年４月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としております。

日本原燃㈱は、六ヶ所再処理工場の操業開始に向けた最終段階の試運転を進めており、現在、国の新規制基準の適合性審査等に取り組んでいるところです。

当社としても、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えており、安全確保を大前提に、必要な協力を継続してまいりたいと考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第12号議案　定款の一部変更について（3）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（使用済核燃料の貯蔵施設建設の断念に関する宣言） 第42条　当社は、川内・玄海両原発敷地内に使用済核燃料の乾式貯蔵施設建設を断念する。

◆提案理由

玄海原発３、４号機、川内原発２号機の燃料プールはひっ迫しており、管理容量を超えるまでに、2015年時点で、玄海はあと3.8年、川内はあと10.7年しかない。そのため当社は、両原発敷地内に乾式の使用済核燃料貯蔵を検討している。ところが広島高裁は「伊方原子力発電３号機の運転差し止め仮処分認容決定」で、「阿蘇山の噴火で火砕流が原発敷地に到達する可能性」を指摘した。この問題は阿蘇山からの距離が同程度の玄海・川内両原発にもあてはまる。当社は「原発の運用期間中に破局的噴火を起こす可能性は十分に小さい」と主張するが、乾式貯蔵施設は運用期間が不明確で、長期間貯蔵が懸念される。つまり「乾式貯蔵施設の運用期間中に破局的噴火が起きる可能性が十分に小さい」とは言えない。よって当社は、両原発敷地内は乾式貯蔵施設の立地に不適と判断し、建設を断念する。また、六ヶ所再処理工場に搬出するのであれば、尚更、建設は不要である。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料を計画的に日本原燃㈱六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針としております。また、国は、平成26年４月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「使用済燃料を安全に管理することは核燃料サイクルの重要なプロセス」としたうえで、使用済燃料の貯蔵能力の拡大のため「乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する」としており、当社は、現在、貯蔵方式などについて技術的な検討を行っているところです。

火山については、新規制基準や最新の技術的知見を踏まえ、詳細な調査を実施し、噴火履歴やマグマ溜まりの状況などから、発電所の運用期間中に破局的噴火が起きる可能性は十分に小さいと評価し、妥当であるとの国の評価をいただいています。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第13号議案　定款の一部変更について（4）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（安全神話からの脱却宣言）
第43条　当社は、安全神話に溺れることなく、ディーゼル発電機の機能が新たな基準に適応できると判断されるまでの間、原発の運転を停止し、安全性の向上を図ることを宣言する。

◆提案理由

2017年７月19日、当社は原子力規制委員会が取りまとめた降下火砕物の影響評価に関する「参考濃度」の考え方をもとに試算を行い、従来の約100倍程度に引き上げ、玄海原発については3.8g/㎡とした。これにより、当社が「限界濃度」（外部電源喪失の場合にディーゼル発電機で耐えられる降下火砕物の限界値）としてきた0.9g/㎡の４倍を超える濃度となった。この参考濃度は、ディーゼル発電機のフィルターが火山灰でたちまち目詰まりを起こすほどの濃度である。当社は、限界濃度の計算において、「吸気フィルター降下火砕物捕集容量」を20,000g/㎡としているが、もともと許可を得る際に用いた説明資料では、この20分の１程度の値である。よって当社は、安全神話に溺れることなく、ディーゼル発電機の機能が新たな基準に適応できると判断されるまで原発の運転を停止し、安全性の向上を図ることとする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は、平成29年12月14日に「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の一部を改正し、原子力発電所において、火山影響等発生時における体制整備に関し、必要な要員の配置、訓練、フィルタその他の資機材の備付け等を平成30年12月31日までに行うこととしました。

当社は、同規則の改正を受け、国の火山影響評価ガイドに基づき、降下火砕物による原子力発電所への火山影響について適切に評価を行い、玄海原子力発電所における降下火砕物濃度3.8g/㎡に対して、ディーゼル発電機の吸気口に接続するフィルタ設備の設置による機能維持対策を既に行うなど、同規則に基づく必要な対応を平成30年12月31日までに完了することとしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第14号議案　定款の一部変更について（5）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（再生可能エネルギー推進に関する宣言）
第44条　当社は、再生可能エネルギーは不安定な電源ではなく主力電源であるとの認識のもと、燃料費ゼロの再生可能エネルギーを強力に推進していくことを宣言する。

◆提案理由

世界中が今、脱原発・再生可能エネルギー推進へと大きく動き始めた。原因は劇的に低下した発電コストにある。米国の場合、太陽光の発電単価は１kWhあたり５円を切るまでに下がり、メキシコでは3.6円、アラブ首長国連邦では３円、サウジアラビアでは２円となっている。洋上風力発電コストも欧州では大幅に低下している。コストが下がったことで収益力がアップ、さらに投資を呼び込む。新聞報道によると、欧州の電力大手各社が新設を発表した太陽光や風力の発電能力は合計で5,700万kWを超える。出力ベースで原発50基分以上に相当する。例えば、仏電力は2020年からの15年間で、設備容量合計で3,000万kWの太陽光発電所を建設する計画を発表した。仏といえば原発大国だが、その原発の隣接地にも太陽光を設置する計画だ。当社も原発先進国である仏を見習い、今後は再生可能エネルギーを主力電源として位置づけ、より強力に推進していく。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

再生可能エネルギーは、資源枯渇のおそれがなく地球温暖化対策面で優れた電源であることから、当社は、2030年における国内外の発電設備容量400万kWを目標に掲げ、九電グループ一体となって積極的に開発を推進していくこととしております。

一方、太陽光発電や風力発電は天候などの自然状況に左右されるため、原子力、石炭火力等のベースロード電源やＬＮＧ火力等の調整電源と組み合わせて利用する必要があります。当社は、原子力、火力、再生可能エネルギーそれぞれの特徴を最大限に活用し、バランスのとれた電力供給を実現していきます。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

議決権の行使についてのご案内

1　当日ご出席いただけない場合のご案内

議決権行使書、電磁的方法による議決権行使のほか、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任して議決権をご行使いただけます。

2　書面による議決権行使のご案内

議決権行使書による議決権行使は、株主総会の前日（平成30年６月26日〔火曜日〕）午後５時までに到着したものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

3　電磁的方法による議決権行使のご案内

⑴　電磁的方法による議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（https://www.web54.net 以下「議決権行使サイト」といいます。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

（電磁的方法により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）

⑵　電磁的方法による議決権行使は、株主総会の前日（平成30年６月26日〔火曜日〕）午後５時までに行使されたものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

⑶　書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑷　電磁的方法により、複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑸　議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

【パスワードのお取扱い】

① パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管ください。

② パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。

③ パスワードは一定回数以上間違えて入力すると、ご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続ください。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること

② 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット（ＳＶＧＡ）以上であること

③ 次のアプリケーションをインストールし、使用できる状態であること

(ア) マイクロソフト社が現在サポートしているバージョンの Microsoft® Internet Explorer

(イ) アドビシステムズ社が現在サポートしているバージョンの Adobe® Reader®

（議決権行使サイトで、参考書類や事業報告をご覧になる場合）

Microsoft® 及び Internet Explorer は米国マイクロソフト社の、Adobe® Reader® はアドビシステムズ社の、それぞれ米国及び各国における登録商標又は商標です。

電磁的方法による議決権行使に関してパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

◆三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120-652-031（フリーダイヤル）（午前９時～午後９時）

4　議決権電子行使プラットフォームのご案内

機関投資家の皆さまにつきましては、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号
ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」

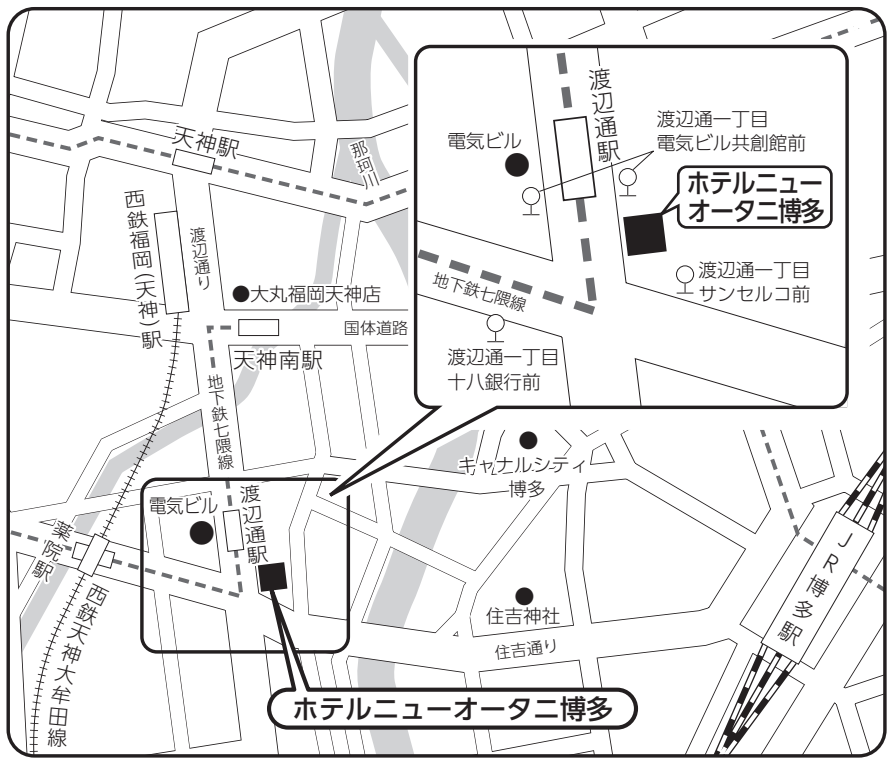

交　　通　・ＪＲ博多駅より　　バス（約10分）
・天　神　よ　り　　バス又は地下鉄（約３～10分）
・西鉄薬院駅より　　徒歩（約７分）

お 願 い　・お車でのご来場はご遠慮ください。
・グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
何とぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

お知らせ　・「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、生産・設備投資の増加や輸出などの持ち直しにより、緩やかな回復基調が続きました。九州経済は、生産・輸出が高水準で推移しているほか、設備投資・個人消費の増加もあり、緩やかに拡大しました。

当社におきましては、電力システム改革等により、電力・ガス小売全面自由化や、送配電部門の法的分離などへの対応が必要であることなどから、安全確保・法令遵守・安定供給を前提に、グループ一体となって徹底した費用削減に努めるとともに、ガス小売事業に参入するなど収益獲得に積極的に取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、川内原子力発電所の発電電力量増加による燃料費の抑制などはありましたが、競争の進展に伴う販売電力量の減少や、電力システム改革等に伴う諸経費の増加などから、前期に比べ経常利益は21.8%の減益となりました。一方、玄海原子力発電所 3 号機の稼働状況等を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について検討した結果、繰延税金資産を追加計上し、法人税等が減少したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は9.3%の増益となりました。

当期の連結収支につきましては、収入面では、電気事業において、販売電力量の減少はありましたが、燃料費調整の影響による料金単価の上昇などにより電灯電力料が増加したことや、再エネ特措法交付金が増加したことなどから、売上高(営業収益)は前期に比べ7.3%増の 1 兆9,603億円、経常収益は7.1%増の 1 兆9,762億円となりました。一方、支出面では、グループ一体となって費用削減に取り組んでいますが、電気事業において、再生可能エネルギー電源からの他社購入電力料が増加したことや、燃料価格の上昇などにより燃料費が増加したことに加え、諸経費が増加したことなどから、経常費用

(ご参考)売上高(営業収益)と親会社株主に帰属する当期純損益の推移

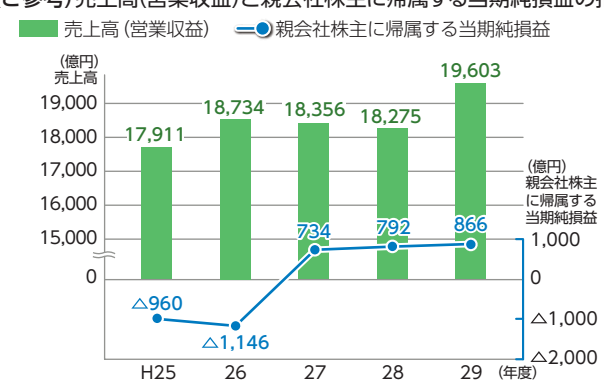

(ご参考) 販売電力量の推移

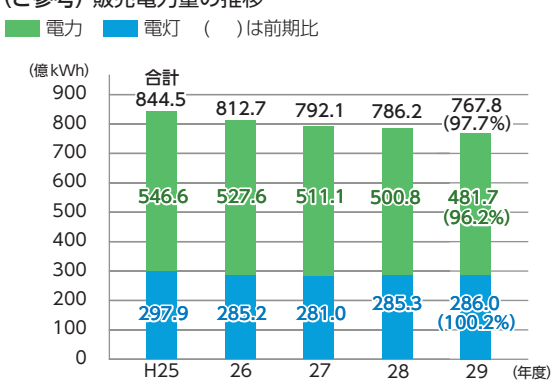

(注) 四捨五入のため、内訳と合計の数値が合わないことがあります。

は8.6％増の１兆9,025億円となりました。

以上により、経常利益は前期に比べ21.8％減の736億円となりました。

また、平成28年度の熊本地震に伴う特別損失の反動減や、繰延税金資産の追加計上による法人税等の減少などから、親会社株主に帰属する当期純利益は9.3％増の866億円となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

a 電気事業

当期の販売電力量につきましては、契約電力の減少などから768億kWhとなり、前期に比べ2.3％の減少となりました。

一方、供給面につきましては、川内原子力発電所１、２号機の安定稼働に加え、新エネルギー等の増加に対して火力、揚水等の発電設備の総合的な運用を行うことにより、安定した電力をお届けすることができました。

当期の業績につきましては、売上高は、販売電力量の減少はありましたが、燃料費調整の影響による料金単価の上昇などにより電灯電力料が増加したことや、再エネ特措法交付金が増加したことなどから、前期に比べ7.3％増の１兆8,083億円となりました。一方、営業費用は、グループ一体となって費用削減に取り組んでいますが、再生可能エネルギー電源からの他社購入電力料が増加したことや、燃料価格の上昇などにより燃料費が増加したことに加え、諸経費が増加したことなどから、8.8％増の１兆7,268億円となりました。以上により、営業利益は17.2％減の814億円となりました。

b エネルギー関連事業

エネルギー関連事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・ＬＮＧ販売、再生可能エネルギー、エネルギーサービス事業等を展開しています。また、九電グループが培ってきた技術・ノウハウを活かし、海外エネルギー事業の強化や九州域外におけるエネルギー事業の展開などにも取り組んでいます。

売上高は、スマートメーター販売の減少などはありましたが、ガス・ＬＮＧ販売の増加や海外ＬＮＧプロジェクトにおける生産開始などにより、前期に比べ3.4％増の1,914億円、営業利益は、ガス小売事業参入に伴うシステム構築に係る委託費の増加などはありましたが、海外ＬＮＧプロジェクトにおける生産開始や海外発電事業における利益の増加などにより、16.3％増の117億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高			営業利益		
	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（％）	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（％）
電気事業	18,083	1,232	107.3	814	△ 169	82.8
エネルギー関連事業	1,914	62	103.4	117	16	116.3
情報通信事業	1,066	52	105.2	73	△ 11	86.1
その他の事業	255	6	102.7	48	2	106.5
計	21,320	1,353	106.8	1,053	△ 161	86.7
内部取引消去	△1,716	△ 25	－	△ 21	△ 33	－
連結	19,603	1,328	107.3	1,031	△ 195	84.1

（注）「電気事業」は、当社事業から附帯事業を除いたものであります。

c 情報通信事業

情報通信事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開しています。

売上高は、情報システム開発受託や電気通信機器販売の増加などにより、前期に比べ5.2%増の1,066億円、営業利益は、スマートフォンサービスに係る販売費の増加などにより、13.9%減の73億円となりました。

d その他の事業

その他の事業は、不動産、住宅関連サービス、有料老人ホーム事業等を主たる事業とする生活サービス事業と、環境・リサイクル事業を展開しています。

売上高は、人材派遣事業や有料老人ホーム事業に係る収入の増加などにより、前期に比べ2.7%増の255億円、営業利益は、賃貸建物の減価償却費の減少などにより、6.5%増の48億円となりました。

2 対処すべき課題

当社は、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九電グループの思い」のもと、「低廉で良質なエネルギーをお客さまにお届けすることを通じて、お客さまや地域社会の生活や経済活動を支える」ことを使命に、事業活動を進めております。

電力・ガスの小売全面自由化に続き、2020年には送配電部門の法的分離が控えるなど、経営環境が変化する中、当社は、「九州電力グループ中期経営方針」に基づき、原子力発電所の早期再稼働、収支改善対策、小売全面自由化を勝ち抜くための取組みなどに、最大限の努力を傾注してまいりました。

また、昨年6月には、2021年度までの財務目標を掲げることで、経営姿勢をさらに明確にし、経営革新への取組みを一段と加速させているところです。

今後も「日本一のエネルギーサービスを提供する企業グループ」を目標として、全力を挙げて以下の取組みを推進し、お客さまから信頼され、選ばれ続ける企業を目指してまいります。

Ⅰ 九州のお客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えしてまいります

- **電力の安定供給**につきましては、電力設備の着実な保全、設備形成を図り、安全・安定運転を徹底してまいります。

  原子力発電につきましては、経営の最重要課題として、特定重大事故等対処施設の設置などに関する国の審査に、グループ一体となって対応するとともに、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めてまいります。

  また、火力発電につきましては、松浦発電所2号機の開発を着実に進め、競争力と安定性を備えた電源を確保してまいります。

  さらに、再生可能エネルギーにつきましては、地熱や水力などの開発を積極的に進めるとともに、電力の安定供給を前提に、太陽光

などの受入れ拡大に努めてまいります。
　これらの取組みを進めるにあたっては、将来の環境変化に柔軟に対応できるよう、各種電源によるバランスの取れた供給体制を構築してまいります。

- **エネルギーサービスの提供**につきましては、「電気をお届けする」会社から多様な「エネルギーサービスを提供する」企業グループを目指し、お客さまのニーズにお応えできる最適なサービスメニューを、グループ一体となってお届けしてまいります。
　具体的には、お客さまとの接点を活かした「顔の見える営業」により、お客さまのライフスタイルにあわせた料金プランや日々の生活のお困りごとを解決する「九電あんしんサポート」、オール電化に加え「きゅうでんガス」などを展開してまいります。

Ⅱ 九電グループの強みを活かして、成長市場で発展してまいります

- **海外電気事業**につきましては、本年、世界最大規模の地熱発電所であるインドネシアのサルーラ地熱発電所が全号機営業運転を開始します。今後も、電力需要の増加が見込まれるアジアを中心に電気事業の拡大を図るとともに、米国で建設中のバーズボローガス火力発電事業へ参画するなど、欧米の案件にも取り組んでまいります。
　さらに、海外コンサルティングにつきましても、海外事業の開発力強化に向け、引き続き、積極的に展開してまいります。
- **九州域外における電気事業**につきましては、関連会社の株式会社千葉袖ケ浦エナジーが、石炭火力発電所開発に向けた環境影響評価の手続きを着実に進めております。
　また、九電みらいエナジー株式会社が実施している関東エリアでの電力販売につきましては、引き続き、他社との提携による営業強化に努めてまいります。
- **再生可能エネルギー事業**につきましては、地熱や水力を中心に開発を進めるとともに、下関バイオマスエナジー合同会社を設立し、国内最大級の木質専焼のバイオマス発電所の開発を進めるなど、安定供給や環境への影響を考慮しながら国内外で積極的に展開してまいります。

Ⅲ 強固な事業基盤を築いてまいります

- **事業の基盤となる人づくり**につきましては、競争時代を勝ち抜くことができるよう、組織変革を主導する人材を獲得・育成するとともに、一人ひとりが能力を最大限に発揮するためのダイバーシティ推進の取組みも進めてまいります。また、「九州電力健康宣言」のもと、従業員の健康保持・増進に取り組んでまいります。
　さらに、**組織づくり**につきましては、急速な事業環境の変化へ迅速・柔軟に対応できる組織・業務運営体制の構築を目指してまいります。
- **財務基盤・競争力**につきましては、財務目標に定めた自己資本比率などの目標を達成するため、海外電気事業をはじめとする成長事業への投資などによる収益の拡大や、徹底し

た効率化による競争力強化に取り組むことで、収支の改善、財務基盤の回復を図ってまいります。

- **安全・安心の追求**につきましては、当社グループの事業に関わるすべての人たちの安全を守り、その先にある安心と信頼につなげるため、「九電グループ安全行動憲章」を制定し、憲章に基づく継続的な教育・訓練などを通じて、当社グループが目指す安全の永続的な理解・浸透を図ってまいります。

  特に、原子力につきましては、自主的・継続的な安全対策に取り組むとともに、地域の皆さまの安心と信頼を高めていくため、分かりやすい情報発信やフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を継続してまいります。

- **ＣＳＲ（企業の社会的責任）経営**につきましては、法令遵守はもとより、誠実かつ公正な行動により、社会から信頼される事業運営を徹底してまいります。

  また、迅速で分かりやすい情報発信を徹底し、事業活動の透明性を高めてまいります。さらに、社会とのコミュニケーション活動を強化し、いただいた声を事業運営に的確に反映するとともに、事業活動や社会貢献活動を通じて地域・社会の課題解決に貢献してまいります。

  本年２月には、再生可能エネルギーの積極的な導入や、「九電みらい財団」による地域と協働した環境保全活動などが評価され、第27回地球環境大賞の「経済産業大臣賞」を受賞しており、これを契機に、一層、環境に配慮した取組みを進めてまいります。

今後、経営環境が急激に変化する中でも、当社グループが持続的に成長するため、これら３つの戦略の柱の着実な遂行に加え、新たな収益源の獲得を目指した**「未来の事業」の取組みを進めてまいります**

- グループ全体のイノベーションを推進し、新たな事業やサービスを生み出す「KYUDEN i-PROJECT」に取り組んでおり、本プロジェクトの事業化第一弾として、音声端末との対話による家電操作などを実現するIoTサービスを開始します。

  また、本年７月に、本プロジェクトの取組みを加速させるための専任組織である「インキュベーションラボ」を設置し、事業化に向けたスピード感のある検討、有望案件への機動的な人員配置などに取り組んでまいります。

当社といたしましては、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

（ご参考）九州電力グループ中期経営方針

○ 2030年のありたい姿

「日本一のエネルギーサービス」を提供する企業グループ
～やっぱり！エネルギーは九電グループ～

○ ありたい姿に向けた 3 つの戦略の柱

Ⅰ 基盤である九州において、「電気をお届けする」会社から「エネルギーサービスを提供する」企業グループとなり、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えし、地域・社会とともに発展していく

Ⅱ 九電グループが培ってきた強みを活かして、海外エネルギー事業、九州域外エネルギー事業、再生可能エネルギー事業で成長していく

Ⅲ 戦略実行に必要な組織力を強化し、強固な事業基盤を築く

○ 財務目標

（連結ベース）

項　目	目　標
自己資本比率（2021年度）	２０％程度
経常利益（2017～2021年度平均）	１,１００億円以上
成長投資（2017～2021年度累計）	４,２００億円

（注）財務目標については、2017年6月に公表しています。

3 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額3,589億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
電気事業	3,184
エネルギー関連事業	200
情報通信事業	228
その他の事業	24
内部取引消去	△ 48
合計	3,589

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名称	出力（kW）
建設中	汽力 松浦発電所2号機（増設）	1,000,000

b 送電設備

	名称	電圧（kV）	亘長（km）
建設中	日向幹線（新設）	500	124.0

4 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a　社　　債

発 行 額　　1，900億円
償 還 額　　1，900億円

b　借　入　金

借 入 額　　2，890億円
返 済 額　　3，577億円

5 財産及び損益の状況の推移（連結）

区分＼期	第91期 平成26年度	第92期 平成27年度	第93期 平成28年度	第94期（当期） 平成29年度
売上高（億円）	18,734	18,356	18,275	19,603
経常利益又は経常損失（△）（億円）	△ 736	909	942	736
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（億円）	△ 1,146	734	792	866
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△242.38	155.17	159.97	175.56
総資産額（億円）	47,847	47,482	45,875	47,101

6 重要な子会社等の状況

a 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社キューデン・インターナショナル	23,150	100.0 (100.0)	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む会社の有価証券取得及び保有
株式会社QTnet	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
大分エル・エヌ・ジー株式会社	7,500	98.0 (98.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
株式会社電気ビル	3,395	92.0 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	4,000	75.0 (75.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
九電みらいエナジー株式会社	2,069	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業
串間ウインドヒル株式会社	2,821	51.0 (0.0)	風力発電による電力の販売
ニシム電子工業株式会社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
株式会社キャピタル・キューデン	285	100.0 (100.0)	有価証券の取得、保有及び事業資金の貸付
九電テクノシステムズ株式会社	327	85.2 (81.4)	電気機械器具の製造、販売及び電気計測機器の整備、保守管理
株式会社九電ハイテック	200	100.0 (100.0)	電力設備の保守及び補修
西日本空輸株式会社	360	54.7 (54.7)	航空機による貨物の輸送
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保修工事
九州高圧コンクリート工業株式会社	240	51.3 (51.3)	コンクリートポールの生産及び販売
九電産業株式会社	117	100.0 (100.0)	発電所の環境保全関連業務
九電ビジネスソリューションズ株式会社	100	100.0 (100.0)	情報システム開発、運用及び保守
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	100	61.3 (0.0)	コンピューターソフトウェアの開発及び販売
西日本技術開発株式会社	40	100.0 (68.8)	土木・建築工事の調査及び設計
九電不動産株式会社	32	98.1 (88.5)	不動産の賃貸及び用地業務の受託
九州メンテナンス株式会社	10	82.0 (34.0)	不動産の清掃、保守
キューデン・インターナショナル・ネザランド	6,545	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	4,071	60.0 (60.0)	ＬＮＧ船の購入、保有、運航、定期傭船(貸出)
キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 210	100.0 (100.0)	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社の株式保有、管理(資金、税務、会計等)
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 198	100.0 (0.0)	ウィートストーンＬＮＧプロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売
キューデン・サルーラ	百万シンガポールドル 159	100.0 (0.0)	地熱発電事業
九電新桃投資股份有限公司	百万台湾ドル 2,400	100.0 (0.0)	新桃ＩＰＰ事業会社への出資

(注) 1 出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)
2 株式会社 QTnet は、平成29年７月１日付で、九州通信ネットワーク株式会社から社名を変更したものであります。
3 当期において、串間ウインドヒル株式会社を追加いたしました。
4 九電産業株式会社は、株式交換により、平成29年４月１日付で、当社直接保有の比率が100%になりました。

b　重要な関連会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
株式会社九電工	12,555	22.6 (22.5)	電気工事
株式会社福岡クリーンエナジー	5,000	49.0 (49.0)	廃棄物の処理及び電気・熱の供給
大分共同火力株式会社	4,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
株式会社キューヘン	225	35.9 (35.9)	電気機械器具の製造及び販売
誠新産業株式会社	200	27.3 (18.0)	電気機械器具の販売
株式会社九建	100	15.2 (15.2)	送電線路の建設及び保修工事
ｷｭｳｼｭｳ･ﾄｳﾎｸ･ｴﾝﾘｯﾁﾒﾝﾄ･ｲﾝﾍﾞｽﾃｨﾝｸﾞ社	百万ユーロ 62	50.0 (50.0)	ウラン濃縮事業への投資
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 641	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 493	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業

(注)　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)

7 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
エネルギー関連事業	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・送出及び販売、再生可能エネルギー事業、電気機械器具の製造及び販売、電力設備の保守及び補修、発電所の建設及び保修工事、コンクリートポールの生産及び販売、発電所の環境保全関連業務、土木・建築工事の調査及び設計
情報通信事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
その他の事業	有価証券の取得・保有及び事業資金の貸付、不動産の管理及び賃貸、用地業務の受託

8 主要な事業所

a 当社の主要な事業所

(a) 本店及び支社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本店	福岡市	長崎支社	長崎市	鹿児島支社	鹿児島市
北九州支社	北九州市	大分支社	大分市	東京支社	東京都千代田区
福岡支社	福岡市	熊本支社	熊本市		
佐賀支社	佐賀市	宮崎支社	宮崎市		

(b) 主要な発電所

設備別		発電所名（所在地）
水力		天山（佐賀県）、松原、女子畑、柳又（以上大分県）、黒川第一、大平（以上熊本県）、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二（以上宮崎県）
汽力		新小倉、苅田、豊前（以上福岡県）、松浦、相浦（以上長崎県）、新大分（大分県）、苓北（熊本県）、川内（鹿児島県）
原子力		玄海（佐賀県）、川内（鹿児島県）
内燃力		豊玉、新壱岐、福江第二、新有川（以上長崎県）、新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島（以上鹿児島県）
新エネルギー等	風力	野間岬ウインドパーク（鹿児島県）
	地熱	滝上、大岳、八丁原、八丁原バイナリー（以上大分県）、大霧、山川（以上鹿児島県）
	太陽光	メガソーラー大牟田（福岡県）

b 重要な子会社の主要な事業所

会社名	本店所在地	会社名	本店所在地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市	九州高圧コンクリート工業株式会社	福岡県福岡市
株式会社ＱＴｎｅｔ	福岡県福岡市	九電産業株式会社	福岡県福岡市
大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分県大分市	九電ビジネスソリューションズ株式会社	福岡県福岡市
株式会社電気ビル	福岡県福岡市	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	熊本県熊本市
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	福岡県北九州市	西日本技術開発株式会社	福岡県福岡市
九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市	九電不動産株式会社	福岡県福岡市
串間ウインドヒル株式会社	宮崎県串間市	九州メンテナンス株式会社	福岡県福岡市
ニシム電子工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・ネザランド	オランダ王国
株式会社キャピタル・キューデン	福岡県福岡市	パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	バハマ国
九電テクノシステムズ株式会社	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリア連邦
株式会社九電ハイテック	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	オーストラリア連邦
西日本空輸株式会社	福岡県福岡市	キューデン・サルーラ	シンガポール共和国
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市	九電新桃投資股份有限公司	台湾

9 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事業区分	従業員数（名）
電気事業	11,032
エネルギー関連事業	6,472
情報通信事業	2,452
その他の事業	1,012
合計	20,968

（注） 従業員数は、就業人員で記載しております。

10 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	2,984
株式会社みずほ銀行	2,453
株式会社三井住友銀行	1,940
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,354
明治安田生命保険相互会社	1,321
株式会社国際協力銀行	1,230
日本生命保険相互会社	957
株式会社福岡銀行	883
株式会社西日本シティ銀行	823
第一生命保険株式会社	560

（注） 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で、商号を株式会社三菱ＵＦＪ銀行に変更いたしました。

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

1 発行可能株式総数

10億株

a　普通株式　10億株　　b　A種優先株式　1,000株

2 発行済株式の総数

a　普通株式　4億7,418万3,951株　　b　A種優先株式　1,000株

3 株　主　数

a　普通株式　14万4,222名　　b　A種優先株式　1名

4 大　株　主

a　普通株式

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,075	5.3
明治安田生命保険相互会社	22,882	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,072	3.6
日本生命保険相互会社	13,287	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	12,209	2.6
高知信用金庫	11,032	2.3
九栄会	10,669	2.3
株式会社みずほ銀行	9,669	2.0
株式会社福岡銀行	8,669	1.8
株式会社三井住友銀行	8,474	1.8

(注)　1　持株比率は、自己株式（220,160株）を除いて計算しております。
　　2　九栄会は、当社の従業員持株会であります。

b　A種優先株式

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社日本政策投資銀行	1,000	100.0

3 会社の新株予約権に関する事項

当社は、平成29年３月30日付で、ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2020年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
社債の総額	750億円	750億円
新株予約権の数	7,500個	7,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を 転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を 転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに 金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに 金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,428.2円	1,465.1円
新株予約権の行使期間	平成29年（2017年）４月13日から 平成32年（2020年）３月17日まで	平成29年（2017年）４月13日から 平成34年（2022年）３月17日まで
社債の残高	750億円	750億円

4 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
貫　正義（ぬき　まさよし）	代表取締役会長		九州旅客鉄道株式会社社外取締役
瓜生道明（うりう　みちあき）	代表取締役社長		株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員
佐藤尚文（さとう　なおふみ）	代表取締役副社長	ビジネスソリューション統括本部長、ＣＳＲに関する事項	西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員 株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングス社外取締役
荒牧智之（あらまき　ともゆき）	代表取締役副社長	社長室に関する事項、危機管理官	
伊﨑数博（いざき　かずひろ）	代表取締役副社長	エネルギーサービス事業統括本部長	日本タングステン株式会社社外取締役
佐々木有三（ささき　ゆうぞう）	代表取締役副社長	テクニカルソリューション統括本部長	株式会社富士ピー・エス社外取締役 株式会社九電工社外監査役
山元春義（やまもと　はるよし）	取　締　役	原子力発電事業に係る社長特命事項	
薬真寺偉臣（やくしんじ　ひでおみ）	取　締　役	常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長	
中村　明（なかむら　あきら）	取　締　役	常務執行役員、原子力発電本部長	
渡辺義朗（わたなべ　よしろう）	取　締　役	常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長	
山﨑　尚（やまさき　たかし）	取　締　役	常務執行役員、送配電カンパニー社長	株式会社正興電機製作所社外取締役
犬塚雅彦（いぬづか　まさひこ）	取　締　役	常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部業務本部長	
池辺和弘（いけべ　かずひろ）	取　締　役	常務執行役員、コーポレート戦略部門長	
渡辺顯好（わたなべ　あきよし）	取　締　役		株式会社九電工社外取締役
菊川律子（きくかわ　りつこ）	取　締　役		放送大学学園特任教授福岡学習センター所長
平野俊明（ひらの　としあき）	常任監査役(常勤)		
長　宣也（おさ　のぶや）	監　査　役(常勤)		
亀井英次（かめい　えいじ）	監　査　役(常勤)		
古荘文子（ふるしょう　ふみこ）	監　査　役		古荘土地有限会社代表取締役
井上雄介（いのうえ　ゆうすけ）	監　査　役		九州債権回収株式会社代表取締役会長
古賀和孝（こが　かずたか）	監　査　役		弁護士（古賀・花島法律事務所） マックスバリュ九州株式会社社外監査役

（注）　1　取締役犬塚雅彦、同池辺和弘の両氏は、平成29年６月28日開催の第93回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
2　取締役長尾成美氏は、平成29年６月28日開催の第93回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しました。
3　取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
4　監査役古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
5　取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏及び監査役古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の３氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
　なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。
6　監査役長　宣也氏は、当社の経理部長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7　平成29年６月28日開催の第93回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役として塩次喜代明氏が選任されております。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	16名	520百万円
監査役	６名	115百万円

（注）　1　上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）５名に対する報酬等の額は40百万円であります。
2　上記の取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る賞与31百万円が含まれております。
3　上記の取締役及び監査役の員数には、平成29年６月28日開催の第93回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名が含まれております。
4　株主総会決議による月例報酬限度額は、次のとおりであります。
　取締役　月額60百万円以内
　監査役　月額14百万円以内
5　株主総会決議による取締役賞与限度額は、年額140百万円以内であります。

3 社外役員に関する事項

a 取締役

(a) 渡辺顯好

ア 重要な兼職先と当社との関係

同氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を兼職しており、当社は同社と電気工事に関する業務委託などの取引を行っております。

イ 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会18回中16回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(b) 菊川律子

ア 重要な兼職先と当社との関係

同氏は、放送大学学園特任教授福岡学習センター所長を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会18回中16回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

b 監査役

(a) 古荘文子

ア 重要な兼職先と当社との関係

同氏は、古荘土地有限会社の代表取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会18回全て、監査役会15回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑹ **井上雄介**

ア　重要な兼職先と当社との関係

　同氏は、九州債権回収株式会社の代表取締役会長を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ　当事業年度における主な活動状況

　当期において開催された取締役会18回全て、監査役会15回中14回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑹ **古賀和孝**

ア　重要な兼職先と当社との関係

　同氏は、古賀・花島法律事務所の弁護士（所長）及びマックスバリュ九州株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ　当事業年度における主な活動状況

　当期において開催された取締役会18回中17回、監査役会15回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

c　**責任限定契約の内容の概要**

　当社は、社外役員全員との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　84百万円

（注）1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　142百万円

（注）当社の重要な子会社である大分エル・エヌ・ジー株式会社、株式会社電気ビル、株式会社キャピタル・キューデン、九電不動産株式会社、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キューデン・サルーラ、九電新桃投資股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、環境報告書における開示に関する助言業務に対する対価を支払っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**3,982,608**
電気事業固定資産	**2,286,481**
水力発電設備	266,103
汽力発電設備	202,670
原子力発電設備	221,677
内燃力発電設備	16,021
新エネルギー等発電設備	15,334
送電設備	607,864
変電設備	213,082
配電設備	625,502
業務設備	112,405
その他の電気事業固定資産	5,819
その他の固定資産	**381,712**
固定資産仮勘定	**595,820**
建設仮勘定及び除却仮勘定	561,296
原子力廃止関連仮勘定	19,226
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	15,297
核燃料	**271,742**
装荷核燃料	64,732
加工中等核燃料	207,009
投資その他の資産	**446,852**
長期投資	153,839
退職給付に係る資産	15,760
繰延税金資産	151,970
その他	126,551
貸倒引当金（貸方）	△ 1,268
流動資産	**727,549**
現金及び預金	345,701
受取手形及び売掛金	216,117
たな卸資産	70,039
繰延税金資産	43,828
その他	52,715
貸倒引当金（貸方）	△ 853
合計	**4,710,158**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,078,222**
社債	1,074,496
長期借入金	1,624,600
災害復旧費用引当金	58
退職給付に係る負債	95,605
資産除去債務	221,372
繰延税金負債	1,682
その他	60,405
流動負債	**969,282**
1年以内に期限到来の固定負債	437,675
短期借入金	117,371
支払手形及び買掛金	81,987
未払税金	45,875
災害復旧費用引当金	572
その他	285,799
引当金	**8,690**
渇水準備引当金	8,690
負債合計	**4,056,195**
株主資本	**639,966**
資本金	237,304
資本剰余金	120,825
利益剰余金	282,504
自己株式	△ 668
その他の包括利益累計額	**△ 10,825**
その他有価証券評価差額金	4,369
繰延ヘッジ損益	△ 1,412
為替換算調整勘定	△ 1,905
退職給付に係る調整累計額	△ 11,876
非支配株主持分	**24,822**
純資産合計	**653,963**
合計	**4,710,158**

連結損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,857,235**
電気事業営業費用	1,713,322
その他事業営業費用	143,913
営業利益	(103,123)
営業外費用	**45,293**
支払利息	33,416
その他	11,877
当期経常費用合計	**1,902,529**
当期経常利益	**73,678**
渇水準備金引当又は取崩し	**119**
渇水準備金引当	119
税金等調整前当期純利益	**73,558**
法人税等	**△ 14,470**
法人税等	15,170
法人税等調整額	△ 29,640
当期純利益	**88,028**
非支配株主に帰属する当期純利益	**1,371**
親会社株主に帰属する当期純利益	**86,657**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,960,359**
電気事業営業収益	1,804,418
その他事業営業収益	155,940
営業外収益	**15,848**
受取配当金	4,072
受取利息	314
持分法による投資利益	7,257
その他	4,203
当期経常収益合計	**1,976,208**

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**3,654,060**
電気事業固定資産	**2,321,207**
水力発電設備	269,902
汽力発電設備	204,794
原子力発電設備	225,701
内燃力発電設備	16,664
新エネルギー等発電設備	15,673
送電設備	615,299
変電設備	216,878
配電設備	636,438
業務設備	114,034
休止設備	37
貸付設備	5,782
附帯事業固定資産	**7,481**
事業外固定資産	**3,690**
固定資産仮勘定	**587,098**
建設仮勘定	547,763
除却仮勘定	4,810
原子力廃止関連仮勘定	19,226
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	15,297
核燃料	**271,742**
装荷核燃料	64,732
加工中等核燃料	207,009
投資その他の資産	**462,840**
長期投資	100,436
関係会社長期投資	207,574
長期前払費用	7,076
前払年金費用	22,547
繰延税金資産	125,708
貸倒引当金（貸方）	△ 501
流動資産	**576,874**
現金及び預金	286,870
売掛金	182,093
諸未収入金	5,925
貯蔵品	52,839
前払金	477
前払費用	558
関係会社短期債権	4,175
繰延税金資産	39,458
雑流動資産	5,024
貸倒引当金（貸方）	△ 547
合計	**4,230,935**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**2,837,193**
社債	1,074,596
長期借入金	1,438,709
長期未払債務	8,098
リース債務	1,207
関係会社長期債務	3,624
退職給付引当金	71,645
災害復旧費用引当金	58
資産除去債務	218,362
雑固定負債	20,890
流動負債	**896,275**
1年以内に期限到来の固定負債	404,125
短期借入金	114,000
買掛金	63,604
未払金	49,316
未払費用	136,884
未払税金	41,039
預り金	3,629
関係会社短期債務	45,728
諸前受金	36,389
災害復旧費用引当金	572
雑流動負債	986
引当金	**8,690**
渇水準備引当金	8,690
負債合計	**3,742,160**
株主資本	**487,427**
資本金	**237,304**
資本剰余金	**120,858**
資本準備金	31,087
その他資本剰余金	89,770
利益剰余金	**129,704**
利益準備金	59,326
その他利益剰余金	70,378
海外投資等損失準備金	10
繰越利益剰余金	70,368
自己株式	**△ 441**
評価・換算差額等	**1,347**
その他有価証券評価差額金	1,347
純資産合計	**488,774**
合計	**4,230,935**

損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,742,340**
電気事業営業費用	**1,726,888**
水力発電費	37,701
汽力発電費	370,875
原子力発電費	179,519
内燃力発電費	20,490
新エネルギー等発電費	9,635
地帯間購入電力料	842
他社購入電力料	467,547
送電費	83,550
変電費	37,828
配電費	143,296
販売費	46,547
休止設備費	15
貸付設備費	29
一般管理費	105,344
接続供給託送料	25
原子力廃止関連仮勘定償却費	821
再エネ特措法納付金	175,051
電源開発促進税	32,081
事業税	15,817
電力費振替勘定（貸方）	△ 135
附帯事業営業費用	**15,451**
空調事業営業費用	1,930
ガス供給事業営業費用	13,266
その他附帯事業営業費用	255
営業利益	**（ 81,203）**
営業外費用	**39,695**
財務費用	**30,730**
支払利息	30,126
社債発行費	603
事業外費用	**8,964**
固定資産売却損	138
雑損失	8,826
当期経常費用合計	**1,782,035**
当期経常利益	**48,203**
渇水準備金引当又は取崩し	**119**
渇水準備金引当	119
税引前当期純利益	**48,083**
法人税等	**△ 20,939**
法人税等	9,210
法人税等調整額	△ 30,149
当期純利益	**69,023**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,823,543**
電気事業営業収益	**1,808,311**
電灯料	628,651
電力料	763,337
地帯間販売電力料	844
他社販売電力料	60,328
託送収益	49,024
事業者間精算収益	4,707
再エネ特措法交付金	287,395
電気事業雑収益	13,644
貸付設備収益	376
附帯事業営業収益	**15,232**
空調事業営業収益	1,934
ガス供給事業営業収益	12,453
その他附帯事業営業収益	843
営業外収益	**6,695**
財務収益	**4,068**
受取配当金	3,759
受取利息	309
事業外収益	**2,626**
固定資産売却益	563
雑収益	2,063
当期経常収益合計	**1,830,239**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月７日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	磯 俣 克 平	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 澤　　啓	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 嵜　　健	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、九州電力株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月７日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯 俣 克 平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野 澤　　啓　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮 嵜　　健　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、九州電力株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④原子力発電所の安全対策については、より一層の安全確保に向けた取組みを進めていることを確認しておりますが、今後も引き続き実施状況等を注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月11日

九州電力株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）	平野　俊明	㊞
監査役（常勤）	長　宣也	㊞
監査役（常勤）	亀井　英次	㊞
監査役	古荘　文子	㊞
監査役	井上　雄介	㊞
監査役	古賀　和孝	㊞

(注) 監査役古荘文子、監査役井上雄介及び監査役古賀和孝は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上